

鶴丸城御楼門

つるまるじょうごろうもん

の建設

2020年3月
完成予定

御楼門完成イメージ

鹿児島（鶴丸）城は、慶長6年（1601年）頃に、のちに島津家第18代当主・初代藩主となる家久が建設に着手した島津氏の居城です。居館（現：県歴史資料センター黎明館）の正面中央には、鶴丸城のシンボルとして御楼門がありましたが、明治6年（1873年）の火災で焼失しました。

現在、県と鶴丸城御楼門復元実行委員会で構成する「鶴丸城御楼門建設協議会」において、2020年3月の完成を目標に、御楼門の建設に官民一体となって取り組んでいます。

御楼門建設への寄附金を募集しています

御楼門は、県指定史跡内に建設することから、史実に忠実な復元が求められており、埋蔵文化財発掘調査（瓦など）や古写真解析による最新の成果を施工内容に反映する必要があります。

これにより、建設総事業費は、当初計画の9.1億円から10.9億円に増加し、新たな財源として1.8億円確保する必要があります。

このため、鶴丸城御楼門建設協議会では、皆様からの寄附金を募集しています。

<工事スケジュール>

- ◇2017年9月 発注
- ◇2018年9月 起工
- ◇2019年8月 上棟
- ◇2020年3月 完成

- ▶工事期間中における公開「順次実施」
- ・インターネットによる現場のライブ配信
 - ・瓦への記名会（有料）の開催
 - ・見学者用通路の設置
（工事の様子を間近で見学いただけます。）

見学者用通路
（イメージ）



【お問い合わせ先】

鶴丸城御楼門建設協議会事務局（鹿児島県県民生活局楼門等建設推進室）

〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号

TEL：099-286-2506 FAX：099-286-5537 E-mail：goroumon@pref.kagoshima.lg.jp



鹿児島県HP

寄附金のお願いの

鶴丸城御楼門建設への

最新の施工内容（主なもの）

鬼瓦【大棟：2枚、降棟：4枚、隅棟：8枚、番所：5枚、計：19枚】

当初は、一般的な家紋入りの「鬼板瓦」としていましたが、出土品のほとんどが、城郭では非常に珍しい鬼面タイプであったことから、「鬼面瓦」としました。

平瓦, 軒丸瓦・丸瓦【平瓦：15,000枚、軒丸瓦：520枚、丸瓦：7,100枚】

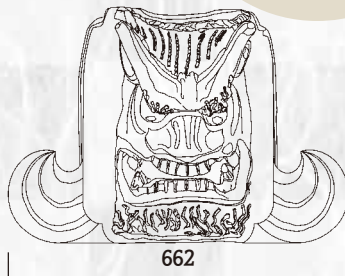
当初は、城郭等で一般的に使われている平瓦の一番大きいサイズ（幅1尺：303[㍉]）を想定していましたが、出土品や古写真の解析結果により、さらに大きいサイズ（幅1尺1寸：333[㍉]）とするとともに、平瓦の割付に合わせ、軒丸瓦及び丸瓦を大判化しました。また、瓦の紋様も、江戸時代天保期の特徴を持つ出土品を原形に復元します。

木工事

御楼門の重量について精査した結果、当初設計よりも重量が増加することとなったことから、耐震基準を満たすために各部材の断面寸法を大きくしたほか、耐力壁や軒先の重量を支える桔木等を一部追加しました。



復元する鬼瓦の原形



鬼面瓦（降棟用）

（単位：mm）

455

平瓦



333

364



復元する瓦の原形となる軒丸瓦と軒平瓦

寄附金の名称	鶴丸城楼門復元協力寄附金
募金対象者	個人（又はグループ）、法人（又は団体）の方々
寄附金の額	個人（又はグループ） 1,000円以上 法人（又は団体） 10万円以上
募集期間	平成31年2月1日から御楼門の完成（2020年3月31日（予定））まで
申込方法	<ul style="list-style-type: none"> ・鹿児島銀行の本・支店（県外を含む）に置いてある、協力寄附金専用の振込用紙にてお振込みください。 ・なお、専用の振込用紙は、協議会までお問い合わせいただければ、郵送いたします。 ・鹿児島銀行からのお振込みに限り、手数料は無料となります。それ以外の金融機関からのお振込みについては、手数料が発生しますので、御留意ください。 ・グループでのお振込みの際は、「ご依頼人名」にグループ名と代表者名を御記入ください。
受領書の発行	お振込みの際に発行される「払込金受取書（受領書）」は、確定申告の際に必要となりますので、大切に保管してください。
寄附者等の公表	<ul style="list-style-type: none"> ・寄附金額1万円以上の場合、寄附者名簿にお名前等を掲載します。このうち、寄附金額10万円以上の場合、完成記念銘板にも掲載する予定です。 ・寄附者名簿及び完成記念銘板への掲載を希望されない場合は、専用振込用紙の該当箇所に☑チェックを付けてくださるようお願いいたします。なお、チェックがない場合、お名前等を掲載するものとして取扱いますので、予めご了承ください。

税制上の優遇措置

この寄附金は、鹿児島県への寄附金となり、「国又は地方公共団体に対する寄附金」として特定寄附金に該当します。

【法人の場合】

法人税法に基づき、寄附金の全額を損金に算入することができます。

【個人の場合】

所得税法及び地方税法に基づき、所得税及び個人住民税の寄附控除の対象となります。

※控除を受けるには、寄附金を支払われた翌年の確定申告において、お振込みの際に発行される受領書を添えて、申告を行っていただく必要があります。

お問い合わせ先

鶴丸城御楼門建設協議会事務局（鹿児島県県民生活局楼門等建設推進室）

〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号

TEL：099-286-2506 FAX：099-286-5537 E-mail：goroumon@pref.kagoshima.lg.jp